

27会監第220号

平成28年2月29日

会津若松市長 室井照平様

会津若松市監査委員 江川辰也

会津若松市監査委員 戸川稔朗

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により公の施設の指定管理者監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

1 監査の対象 市が設置する会津若松市文化センター・會津風雅堂・会津能楽堂の指定管理者監査

(1) 指定管理者の指定等の事務所管部局

ア 教育委員会文化課

(2) 指定管理者

ア 公益財団法人会津若松文化振興財団

2 監査の期間 平成27年10月13日から平成28年2月29日まで

3 監査実施日 現地調査日 平成27年12月22日

備品調査日 平成27年12月22日

対面監査日 平成28年1月29日

4 監査の範囲 平成26年度の事務及び業務執行分

5 監査対象事項

(1) 指定管理者の指定等の事務所管部局

ア 公の施設の指定管理の根拠等

イ 指定管理者の指定、管理に関する協定の状況

ウ 協定の履行、指定管理者に対する監督等

(2) 指定管理者

ア 関係法令等に基づく管理の状況

イ 協定等に基づく義務の履行状況

ウ 経費節減及び利用者サービス向上への取組状況

6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、施設の現地調査を行うとともに、所属長及び職員から説明を聴取しました。

7 監査の結果 公の施設の指定管理者を対象として、所管部局の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか、指定管理者が行う公の施設の管理業務が、条例及び協定等に基づいて適切に行われているか等の観点から監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、次のとおり一部に改善を要する事項が認められました。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促しました。

(1) 指導事項

○市と指定管理者との連携強化について

指定管理者制度においては、行政処分として公の施設の管理権限を指定管理者に委ねるものであるが、当該施設の所管

課は、施設の設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者を管理・監督する責務を負うものである。

当該指定管理者と所管課間においては、協定書に定められた事務的な報告・協議は行われているが、文化振興における役割分担や利用者サービスのあり方といった管理運営業務全般についての意見交換や指導などを行う機会が十分確保されているとはいえず、今後、事務レベルを含め所管課及び指定管理者が定期的に協議等を行うことができる体制を確立し、文化施設を核とした芸術文化の振興に向け、更なる指定管理者との連携を図るよう努められたい。

併せて、改修工事における負担等協定書に規定された内容と実態とに乖離があるため、より実態に合わせた覚書の締結や協定書の改訂など指定管理者との協議を深めながら必要な事務手続きの実施に努められたい。